私・共・公のせめぎ合いから見る日本橋・銀座の路上空間の変遷
―庇下と露店を中心に―

建築史・建築論（青井哲人）研究室　平場晶子

序章

0-1　はじめに

本研究で扱う「路上空間」とは、主に水平な道路面と、建物ファサードの垂直面とで囲われる空間を指す。また路面や建物のファサードに影響する要素として下水道など地下の構造物や、建物の外壁から内側一間程の部分も路上空間の延長として考える。さらに道路上や、店前で行われる活動も路上空間を構成する要素として考え、車道，歩道，街路樹，街灯，乗り物，看板，露店，ショーウィンドウなどを、「路上空間」の範囲に展開する要素として扱う。

0-2　研究背景

本研究では、庇下や露店による路上の私的利用とそれに対する規制の関係に着目する。

江戸のいくつかのまちでは両側の家々から路上に奥行１間の庇を出すことが許され、庇の下は道として通れるようにすることが義務づけられていた。しかし庇下は商品が置かれたり壁で囲われ、表店に占有されていく。幕府はこれらを禁じ、幾度も触を出すが、町人たちによる庇下の占有は止まらず、明治初期の地租改正による庇下の民有地化や、庇地制限令の撤廃をもって元来の庇下は完全に建物の内部として取り込まれる。

他方路上で仮設の店を構え１日のうち一定時間路上の同じ場所を占有して商売をするものを本研究では露店としてとりあげる。17 世紀の半ばから戦後まで江戸・東京の各地で見られた。これらは零細な商人が都市で生活する上で不可欠な手段であったが、江戸期には街路幅員の確保や防火、都市人口増加の抑制などのため、また明治期以降には治安や衛生上の問題、外国人に対する体裁上の問題から、規制や撤去命令が繰り返し出された。しかし庶民の生活がかかる露店を完全に排除することは難しく、戦後の GHQ による撤去命令まで続いた。

0-3　既往研究と本研究の視座

都市史研究において計画史として行政側に寄った研究が多いとされる 70 年代に対して、初田のような民衆の側に寄った 80 年代を経て、80 年代後半から 90 年代の玉井・鈴木のように共同体の存在に着目する意義が示された。とくに玉井の幕府、民衆、町共同体の３者を等価に扱う姿勢は重要であり、さらに明確な３者の枠組みを設けて路上空間の分析を行うことで、路上空間の成り立ちの理解は一層深められると考える。さらに玉井の、触などの文字史料と写真・絵画資料を相互補完的に用いる手法は、本研究でも採用する。ただし、玉井の江戸期の時期区分の荒さは課題であり、また 90 年代にはまだ日本で知られていなかった絵画資料である『熙代勝覧』を本研究でとり上げ、玉井による庇下の分析の限界を越えることを試みる。

0-4　研究目的

本研究では江戸・東京の路上において行政または民衆の側に寄った語られ方をすることが多く、またとり上げられる時期や場所に限定された考察の域を脱しなかった庇下や露店について、私・共・公のせめぎ合いに注目することで、路上空間における普遍的な課題に接続する事例として、これまで研究の希薄な以下２点を明らかにすることを目的とする。

- 江戸後期の庇下占有化の実態と、それが明治期以降の庇下に与えた影響
- 明治初期の銀座煉瓦街建設や庇地制限令撤廃がその後の露店空間に与えた影響

0-5　研究方法

本研究では近世から現代までの現中央通りを対象とし、とくに江戸から明治期までの日本橋通りと、明治から昭和までの銀座通りに注目する。

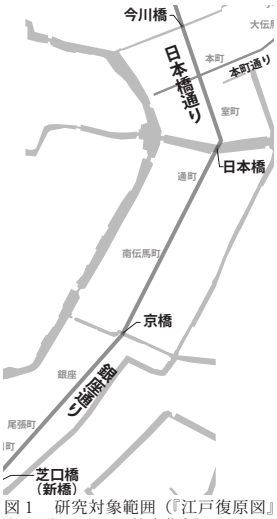

図１　研究対象範囲（『江戸復原図』（1989）をもとに筆者作制）

本研究における「私・共・公」とは、路上空間の形成に関わる主体をカテゴリーにわけ立場や関係性を整理するための概念であり、主に「商人・自治組織・行政機関」を指す。私による商業空間の拡張や、公による政権力の誇示、連帯責任を免れたい共など各々は目的・欲望のありようが異なるため、なんらかの折り合いの付け方が模索される。これを主体間の「せめぎ合い」と呼ぶ。

触や共用留などの公文書では、公からの一方的な命令だけでなく、共や私からの陳情、公からの町内の調査依頼と共からの調査結果の報告など、様々な私・共・公のやり取りが確認できる。本研究では、江戸から明治末頃までのこれらの公文書をまとめた『東京市史稿』を用い、これに収録された『正宝録続』や『撰要永久録』、『法令類纂』、『警視庁史稿』などから私・共・公の思惑とそれらの折り合いの付け方を明らかにする。また本研究では写真や絵画資料からも多くの知見を得る。私・共・公のせめぎ合いの結果現れる空間を文字史料と絵画・写真資料を相互補完的に利用し分析し、路上空間の展開に関してこれまで先行研究で言及されてこなかった新たな発見を試みる。

第１章　路上空間の変遷と統治体制

1-0　中央区の位置づけ

徳川によって町人地としてつくられた現中央区は掘が多くはり巡らされ、17 世紀初頭に日本橋をその起点とした諸街道が定められた[注1]ことから、現中央通りは物流・交通の骨格をなした。

1-1 から 1-4

本論では、庇や露店に限らず路上空間を構成する様々な要素から江戸から昭和までの路上空間の変遷を概説しているが、ここでは割愛する。

1-5　統治体制

江戸期には行政・立法・司法に関する役を勤める役方があり、そのなかの町奉行が城下町の統制に当たった。老中や町奉行から出される触は町年寄り、名主や月行事、家主を経て店子に伝えられ、町奉行から町内の調査依頼があれば、町年寄りのもと名主によって行われた。明治維新により太政官制となり、内務省に設置された東京警視庁により東京府内の治安が守られた。また東京府は朱引内を６大区 70 小区に分け、各小区の長として戸長を設置し区を治めさせた。これにより江戸の町共同体は制度的には解体された。

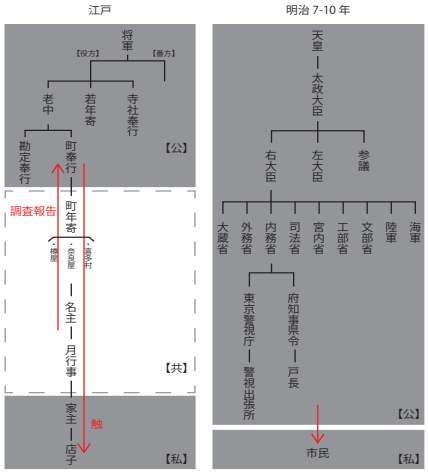

図２　統治体制図（小木新造『江戸東京学事典　新装版』三省堂、2003 より筆者作成）

第２章　江戸後期の庇下占有化の実態

2-1　江戸初期の庇下

1657（明暦３）年江戸の大火の後に、街路幅員と庇の設置規制に関する、市街地の再編を意図した布告が立て続けに出されるなかで[注2]、６月３日に庇下に関するまとまった規制として、原則三尺の釣庇とするなかで、日本橋通り・本町通りに面した町屋では三尺公儀地、三尺民有地の計一間の庇（図７参照）が指定され、このとき柱を建ててもよいが町単位で揃えること、庇下を通れるようにすることが命じられている[注3]。このような庇に関する規制は、江戸を訪れる朝鮮，阿蘭陀（オランダ），琉球などの使節団に整えられた景観を見せ、幕府の統制力を示したいという意図や、防火のために少しでも街路の拡幅をしたいという意図があったと指摘されてきた[注4]。ただし、繰り返し触が出されていたことから、規制が厳格に守られているわけではなかったことがわかる。

2-2　享保–文化期の触れに見る江戸中後期の庇下の規制

庇の奥行や権利関係等については 1657（明暦３）年６月３日の規制の内容が踏襲されている。しかしその規制が守られず、民有地の外に柱を立て、囲いをする者や庇などに壁を付け、商売物などを置く者、公儀地に張り出して家作する者、それら公儀地に張り出したものを段々堅く塗家に造り込んできている者がいることが触からわかる。幕府はそれらをやめるように命じるが、即座に庇下開放させようとはせず、町家の立て直しの際に触のとおりにすることを命じている。また庇下の現状を調査せよという触れに対する名主や月行事からの返答のなかに、別々の町からの返答にも関わらずほとんど同じ言い回しのものがあることから、調査というのも形式的なものであったか、もしくは町からの報告をとりまとめ幕府に伝達されるまでの間に、なんらかの調整がなされていたのではないかとも推察される。

また 1785（天明５）年や 1818（文政元）年の触れから江戸中期には庇が奥行１間という規制を越えて、元来１間の庇の軒先の直下にあった下水の外側へ張出していたことがわかった。さらに 1785 年の触れには雨水による路面状態の悪化が問題として書かれていたのに対して、1818 年の触れにはそのような記載がなくなることからこの間に木や竹の雨樋が普及したことが推察される。

2-3　『熙代勝覧』を用いた江戸後期庇下の分析

『熙代勝覧』とは 19 世紀初頭の今川橋から日本橋までの町並みを描いた絵巻物で、2000 年に入りベルリンから日本に紹介されるようになり建築史にとって史料的価値は極めて高いと言われながらも[注5]、未だ建築的分析が十分にされていない。

同図から、この頃は一間ピッチの柱列で庇を支える江戸初期の状態とは異なり、おそらく間口両側の袖壁とその間を渡す横架材で庇を支えていたと考えられる。さらに表店をよく観察すると、これまで庇下の占有化の手段として語られてきた、袖壁や暖簾、腰壁のみならず、店の床を延ばして庇下を占有している場所がいくつもあることに気付く。床の延長はその程度によって A: 床の延長のないもの、B: 庇下半間床が伸びているもの、C: 一間伸びているものの３つに分類（図３参照）することができ、全体のうち７割近くが B もしくは C に当てはまり（B:32.6％ C:25.9％）、C は今川橋よりに多く、床延長のない A は日本橋側に多い。また、蔵などの非店舗では、面路部が建具や壁で閉じられ、その前の路上が露店に使われる（非店舗６軒のうち前面に木戸が置かれる１軒を除いた５軒全てがそのパターンに当てはまる）ことがわかった。このように本論では『熙代勝覧』に描かれる日本橋通りに面する表店 92 戸について、庇下の袖壁や暖簾の有無、店前の露店の有無、庇下への床延長のタイプなど、16 の項目から分析を行っている。

図３　床延長の３タイプ。左から A,C,B（出典：浅野秀剛、吉田伸之『大江戸日本橋絵巻　―「熙代勝覧」の世界』講談社、2003）

図４　庇上の物干台のようなもの（出典：浅野秀剛、吉田伸之『大江戸日本橋絵巻　―「熙代勝覧」の世界』講談社、2003）

また日本橋通りから横にのびる筋に面する町屋には、これまで指摘されてきた庇下を囲う腰瓦（なまこ壁でできた腰壁）に加え、庇の上に物干し場のようなものが描かれており、（図４参照）これも庇下の占有化のひとつの現れであったと考える。腰瓦は触で禁じられているため日本橋通りにはないのに対して、筋にはあることから、幕府が通りに序列をつけ、規制の強さをも変えていた可能性も考えられる。

2-4　その他絵画資料から補足する庇下の実態

さらにこの時代の店の内部を描いた『浮絵駿河町呉服屋図』(1768) から庇下の様子を観察すると、腰瓦の内側に前柵と言われる縁台がある[注6]ことと、建物本体の一番外側の柱列をこえて床が張られていることがわかる。床の延長は『熙代勝覧』で確認したことと一致する。『浮絵駿河町呉服屋図』は明らかにスケールが誇張されているが、一間の庇下に床が延長し、さらに前柵まで置かれていたとすれば庇下はほとんど埋まってしまうはずである。すでに庇下の通りとしての機能は失われていたにしても、もし同図のように前柵と店の床との間に人が立つ余裕があったとすれば、この庇下は一間より深く、公儀地側に拡幅されていたのではないかとも考えられ、そうだとすれば下水の外側へ庇が張出していたという前節の現象の一例かもしれない。

図５　『浮絵駿河町呉服屋図』(1768)

第３章　明治期以降の庇下とその消滅

3-1　東京府内の庇下制限から見る庇下の意義

1873（明治６）年の地租改正により庇下が民有地化されるも、翌 1874（明治７）年庇地制限令が出され、江戸以来の庇下は「前規ノ通リ」下水際より引き下げて庇下を確保することが命じられた。しかしそれまで庇下のなかった場所に関する規制など曖昧な点が多く、1881（明治 14）年庇地制限令が廃止され、以後庇下は名実ともに消滅する[注7]。

3-2　銀座煉瓦街における庇下

『東京商工博覧絵』(1885) に描かれる銀座の商店 43 店舗のうち銀座通りに面して建てられたと思われる 35 店舗の分析から、２章の『熙代勝覧』で描かれていたように袖壁の付設や、床の延長、庇下を覆うようにたてられた壁や建具により、玉井の指摘の通り江戸期の方法を継承する形で庇下（歩廊）を室内化しようとする様子が見てとれた。ここではさらに、江戸と同じ経緯をたどった背景として江戸期から幕府と表店の間で繰り返されてきた公私のせめぎ合いの型そのものが継承されていたことを指摘したい。また江戸期は庇下と通りの境界を腰瓦と暖簾で仕切っていた「和風」のものから、煉瓦の腰壁と硝子という「洋風」のショーウィンドウのはしり（図６参照）が派生して生まれているようにも見えるが、たんに和から洋への転換というよりは、材が違うだけで、これも店の表構えのしつらえ方の型の連続とするのが妥当だと考える。

第４章　明治期における銀座通りの露店空間の転換

4-1　日本橋・銀座の露店（江戸／大正–昭和）

江戸では多くの零細商人が露店商いにより生活の糧を得ていた[注8]。江戸幕府は幾度となく露店を規制する教令が出したが、規制は守られていなかった。鳴海は実際には厳格な取締は実施されなかったようだとし、その理由として、移動しつつ商売するのであれば、それほど交通の妨げにはならないこと、また商品も人びとの日常生活に不可欠のものであることをあげている。

露店の空間については、露店は表店に背を向け、道路中心に向いて商いをしていた様子が『熙代勝覧』から窺える。後に昭和の写真には車道に背を向け、一般商店と対面する形で商いをする露店の姿が写っており、明治期に転換があったことが推察される。

大正・昭和以降、露店は毎日同じ場所へ店を張り、一般商店と同じく、連日多くの得意客を持ち、その収入も一般商店と比較にならぬほどであったという[注9]。大正・昭和期は、露店営業を警察の許可制から組合の自治制へと移行した銀座正睦會が発足や、1928（昭和３）年の世界恐慌による失業者対策としての臨時露店の許可などがあった。

4-2　明治前期の露店

1874（明治７）年７月３日、「夜間ノミニ限リ、各家前示談ヲ遂ケ借請、下水上ヨリ、出巾三尺間口九尺ト定メ、商店指出候儀不レ苦候」[注10]として夜間に限り家前を借りて、下水から出幅三尺、間口九尺以内で露店が許可された。同年１月 18 日に出された「庇地制限令」に江戸時代以来の庇下は「前規通り」下水際より引き下げて庇下を確保することが命じられているので、銀座通りは図７のよう

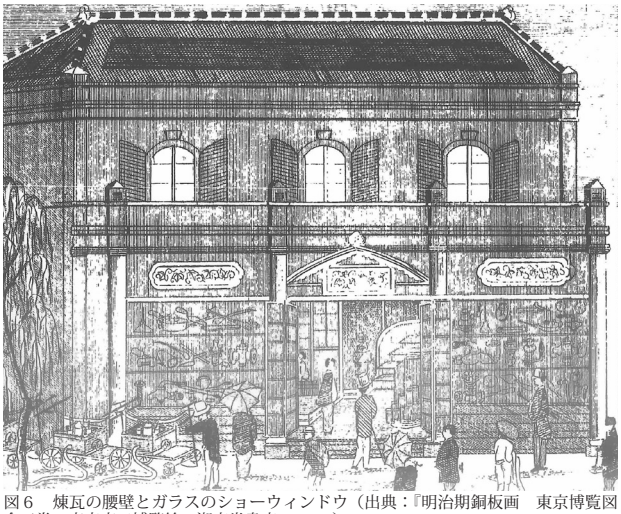

図６　煉瓦の腰壁とガラスのショーウィンドウ（出典：『明治期銅板画　東京博覧図全三巻　東京商工博覧絵』湘南堂書店、1987）

に下水を境に庇下と歩道にまたがるように露店が置かれていたと考えられる。しかし、1881（明治14）年２月３日庇地制限令廃止が布達され、庇下を通りに開放する義務がなくなると、庇下を失った露店は歩道を挟んで対面へ移動し、車道に背を向け商いをするようになったと推察される。この時期は、座売りから陳列方式への商業形態の移行時期と重なっている。また当時の新聞記事からは一般商店主らが露店を敵視し取締の方法を協議するほど露店が流行していたことがわかり、大正･昭和にむけて、一般商店に付設した零細商人から独立の商売形態へと移行していったことが窺える。

結章

5-1　結論

本研究から得られた知見は以下のとおりである。

・江戸後期から明治にかけての庇下について

江戸後期の庇下占有の実態について、当時の触などの公文書と、『熙代勝覧』を用いた89戸の表店の網羅的分析、筋に描かれた町家の分析などから主に以下５点を新たな知見として得た。１．江戸初期にみられる一間ピッチの柱列ではなく、袖壁とその間に渡る横架材により庇を支えていた。２．腰瓦に限らず袖壁も塗り壁で作ることで庇下占有の強固な既成事実をつくっていた（本体は木造で袖壁のみ塗り壁のものもある）。３．腰瓦は日本橋通り（今川橋−日本橋間）には存在せず、本町通りにのみ存在した。４．本町通りでは庇の上に物干し台のようなものを設置し使用していた。５.89戸のうち７割近くが、一間もしくは半間、庇下へ床を延長していた。また上記に加えて奥行一間を越え下水の外側まで庇がのびており、雨樋の普及が庇の延長を助長したと推察する。

明治維新により町の連座制（共）がなくなり、私・共・公の関係が崩れた。銀座大火後の煉瓦街計画により街路が拡幅され、煉瓦造の建築により江戸期より幕府の１番の優先事項であった景観整備に対する欲求が一時満たされたように思われる。また地租改正により半間が町人地、半間が公儀地であった庇下は一間全て民有地となり、公私の境界が土地の所有と空間の両方で一致したが、政府は庇地制限令により庇下の規制を続けた。これに対して商人たちも江戸以来の方法で庇下の占有を試みた。政府による庇地制限令は目的が曖昧であったため、７年後にはこれが撤廃され、庇下は完全に建物内部に取込まれたのであった。

・明治初期の露店について

江戸から明治初期までは一般商店に付設する零細商人として､それ以上のまとまり（共）をもたない日本橋通り、銀座通りの露店であったが、一般商店の店前から離れ車道側へ移り独立した商売形態として列を成し勢力をまし、政府による規制が強められるなかで､大正期に組合（共）、銀座正睦会が結成される。組合（共）が作られ政府（公）が管理し易い体制が整うと、世界恐慌や戦後の失業者対策として利用されるようになったと考えられる。

以上のことより、私・共・公が揃った状態であるときその空間は３者の力の均衡のなかである種安定した状態をつくり、時代や周辺環境が変化しても粘り強く継承されることがわかった。また各時代の土地の所有や権利構造、建築技術などにより空間の形態は変わるものの、私・共・公のせめぎ合いの型は継承されるということが言えるだろう。

また、２章で『熙代勝覧』を史料として利用したが、その庇に関する内容は当時の触とよく対応しており、その史料的価値を改めて認めることが出来た。

5-2　今後の課題と展望

本研究では庇下や露店に関する公文書を網羅的に確認することはできていないが、触などの内容をさらに丹念に読み解いていくことで新たな知見が得られるだろう。また、公文書ではないものの『守貞漫稿』のように当時の情景を記した資料も空間復原に有効な資料であり、今後本研究を補足する史料として活用が期待出来る。

庇下や露店を路上空間における普遍的な課題に接続する事例として本研究を始めたが、現代の問題まで連続させて議論するまで至らなかった。オフィス街のキッチンカーや、路上にはみでるオープンカフェ、歩行者天国などを私・共・公のせめぎ合いから庇下や露店の延長として読み解くことで新たな知見が得られるのではないかと考える。

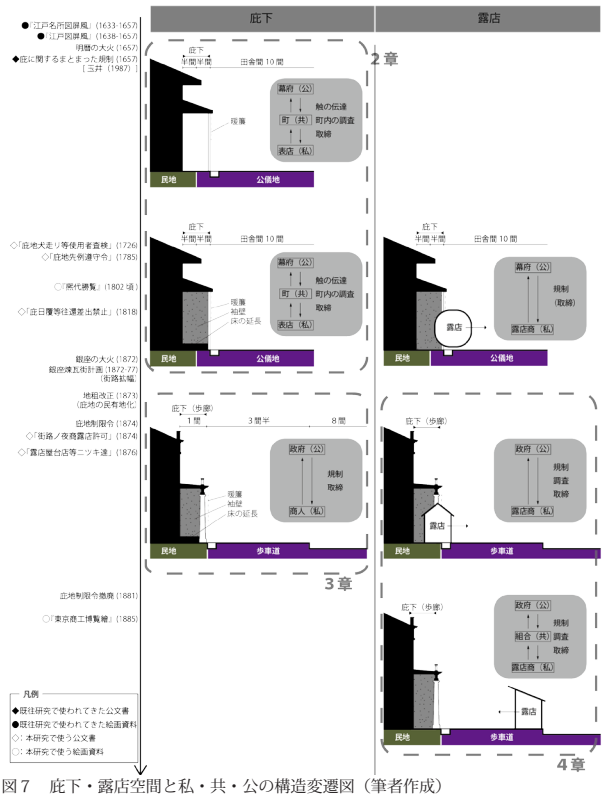

図７　庇下・露店空間と私・共・公の構造変遷図（筆者作成）

注 1) 東京都中央区役所『中央区史中巻』東京都中央区役所、1988、p.362/ 注 2) 鳴海邦碩『都市の自由空間　道の生活史から』中央公論社、1982、p.51/ 注 3) 玉井哲雄『江戸　失われた都市空間を読む』平凡社、1987、p.94/ 注 4) 前掲『都市の自由空間　道の生活史から』p.51/ 注 5) 伊藤毅「描かれた町家」（浅野秀剛、吉田伸之『大江戸日本橋絵巻「熙代勝覧」の世界』講談社、2003、pp. 82-84）/ 注 6) 前掲『江戸　失われた都市空間を読む』p.86/ 注 7) 石田頼房、池田孝之「建築線制度に関する研究・その３－明治初年の庇地制限について」『総合都市研究第 12 号』1981/ 注 8) 藤森照信『明治の東京計画』岩波現代文庫、2004、p.24/ 注 9) 前掲『江戸　失われた都市空間を読む』pp.104-105/ 注 10) 前掲『都市の自由空間　道の生活史から』p.47/ 注 11) 前掲『中央区史中巻』pp.647-665/ 注 12)『東京市史稿』市街篇第 56 巻、p.528